

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき作成するものであり、共生社会の実現により、誰もが笑顔で、個性と能力を最大限発揮しながら自己実現がかなえられるまちを目指す岩出市障害者計画の基本理念に基づき、令和8年度までの目標を設定し、その達成に向けた障害福祉サービス量等を見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

2. 計画の基本的な考え方

「障害者総合支援法」、「児童福祉法」及び「第3期岩出市障害者計画の基本理念」に基づき、第7期岩出市障害福祉計画・第3期岩出市障害児福祉計画の基本的な考え方は、次のとおりとします。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域における居住の場の充実を図るとともに、自立訓練事業等を推進し、福祉施設入所者の地域生活への移行を進めます。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

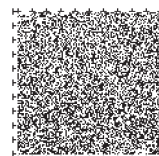
精神科等に入院している精神障害のある人について、地域移行の準備段階から移行後の生活までを一貫して支援する仕組みづくりを進めます。

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡きあと」を見据え、那賀圏域で地域生活支援拠点の面的な整備を進めるとともに、那賀圏域障害児・者自立支援協議会において運用状況の検証・検討を行い、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めます。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

就労移行・就労定着を支援するサービス等を充実させることにより、一般就労への移行・定着を促進します。



(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、医療的ニーズへの対応を目指し、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関との連携に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害のある人が適切に障害福祉サービス等を利用し、地域において自立した生活を送ることができるよう相談支援体制の充実に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

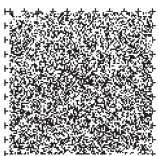
利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

3. 計画の位置づけ

1) 根拠法令

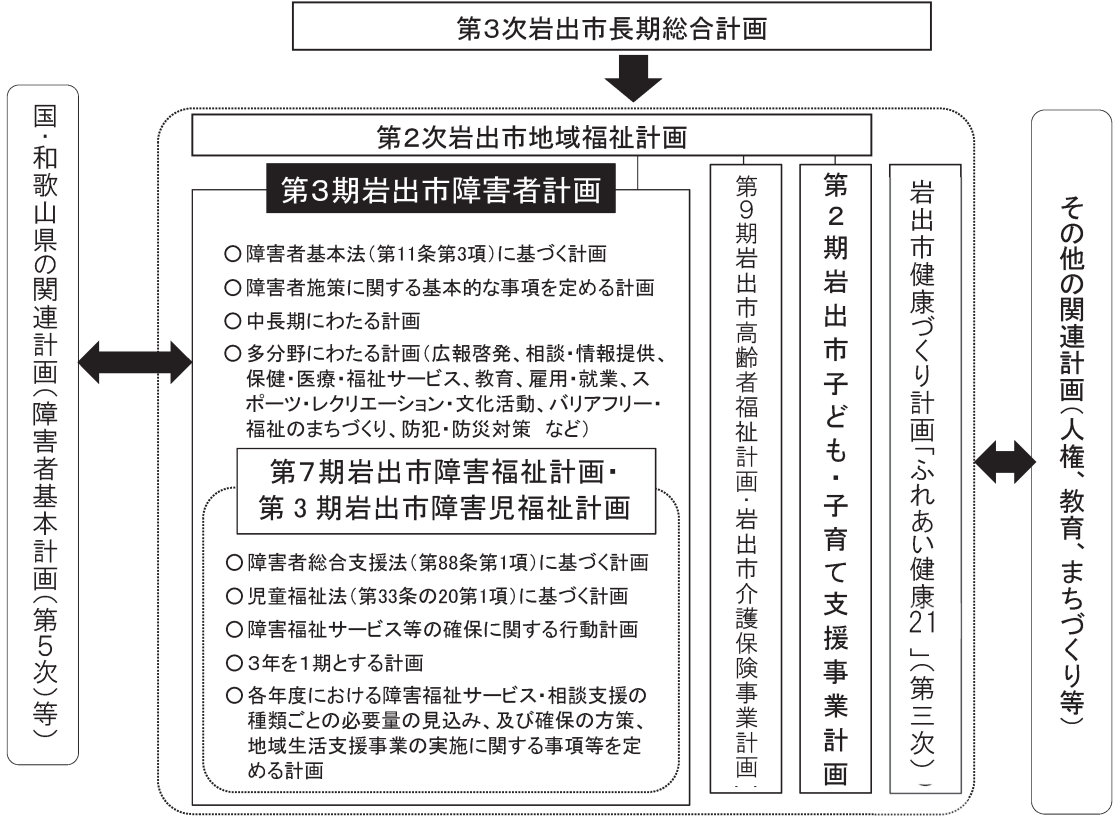
「第7期岩出市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの実施内容とその事業量及び目標数値を明らかにする実施計画です。

「第3期岩出市障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容や見込量等を定めるものです。



2) 関連計画との関係

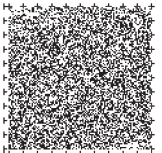
本計画は、「第3次岩出市長期総合計画」「第2次岩出市地域福祉計画」「第3期岩出市障害者計画」を上位計画とし、「第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画とも整合性を図ります。



4. 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			第3期岩出市障害者計画		
		第6期岩出市障害福祉計画	第7期岩出市障害福祉計画		
		第2期岩出市障害児福祉計画	第3期岩出市障害児福祉計画		



5. 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の概要

《障害福祉計画・障害児福祉計画》

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害のある人・障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

「基本指針」（大臣告示：令和5年5月に告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもので、都道府県・市町村は、「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。

市町村の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の必須記載事項は、「提供体制の確保に係る目標」「指定障害福祉サービス等・指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み」「市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」です。

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しのポイント

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実・強化
- 障害者等に対する虐待の防止
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害福祉サービスの質の確保
- 障害福祉人材の確保・定着
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- その他：地方分権提案に対する対応

